

令和6年度

別府市共生社会形成プラン

評 価 シ ー ト

令和7年8月1日

No	1	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)				(目標)
	市民、事業者に合理的配慮の必要性が浸透しておらず、施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。				市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のことと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態
中長期方針	市民及び事業者に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。				
年度計画	デジタル・アナログ両方で研修可能なことを周知し、依頼があれば実施する。				

実施結果及び自己評価					
実施した 内容		経費(概ね)	0円		内容
	【合理的配慮の提供義務化についての説明】 令和6年4月1日から施行された改正障害者差別解消法について民間事業者3団体へ説明を行った。 (市の各部署からの依頼により)1団体についてはzoom会議で行った。また、自立支援協議会全体会 において、医療、保健、福祉、観光、労働などの各分野で構成されている委員への説明を行った。				
	【亀川小学校における福祉の授業】 亀川小学校の4年生を対象に総合授業の中で、障がい理解と啓発を目的に福祉授業を行った。授業 後、児童たちが意見を出し合い、自分たちにできるやさしいまちづくりをテーマにポスター、指差しコ ミュニケーションボードを作成した。作成にあたっては障害福祉課からの意見の求めもあり、子供たち が自らしっかり考えて作成したものを、市に寄贈した。市役所庁舎へのポスター掲示、障害福祉課窓 口におけるコミュニケーションボードの活用により、子供たちによる合理的配慮の推進を行えた。				
	【にも包括についての理解啓発活動】 自立支援協議会地域移行・地域定着支援部会において、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシス テム」(にも包括)の周知のため、市民、事業者向けのパンフレットを作成した。令和6年度は精神病院 や国立重度障害者センターを対象とした研修を3回開催。zoom又は対面で選択できるようにご案内 もした。				
	【100周年記念事業を通した啓発活動】 別府市制100周年記念事業「湯～るBEPPUスポーツ大会2024」「障がい者シェアアート事業」を実 施。イベントを通じて、障がいのある人もない人も、ともにスポーツやアートを楽しむことで、障がい理 解を深めるきっかけとなった。当日の様子を動画にまとめ、ホームページや市役所の正面玄関前のパ ンプシアターで公開することにより、デジタルによる啓発も行えた。				
自己評価	困難度	デジタルによる研修のノウハウを習得する余裕がなく、なかなか進めていけなかった。			
	達成度	さまざまな分野に向けて、障がい理解を深めるための啓発活動を行い、その手法もできる 限り、デジタルとアナログの選択ができるように行った。			
	総合	B	自己評価の ポイント	デジタルでの研修企画をもう少し考えて実践できたらよかった。	
今後の 取 組	研修や講座などの直接的な啓発だけではなく、スポーツやアート、イベントなどのツールを通じて、柔 軟な方法で市民へ障がい理解の啓発を企画する。				

外部評価					
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	・「デジタルによる研修のノウハウを習得する余裕がなく、なかなか進めていけなかった」とあるが、アナログ方式でも実施できると思われる。				
助言等	・「デジタル・アナログ両方で研修可能なことを周知し、依頼があれば実施する」ではなく、別府市全学校教育に取り入れる必要がある。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	100周年事業による啓発活動のレガシーを受け継ぎ、様々な年代の方へ、そのニーズにあった手法による啓発活動に努める。	

プラン変更の要否	否	
修正前	研修や講座などの直接的な啓発だけではなく、スポーツやアート、イベントなどを通じて、様々な方法で市民へ障がい理解の啓発を企画、実施する。	
修正後		

Page 10 of 10

© 2015 Pearson Education, Inc.

プラン変更 の要否	否
修正前	当事者団体と協働し、新採用職員等を対象とした要配慮者体験研修を引き続き行う。他課への啓発、研修については、今後効果的な方法を検討し、実施する。
修正後	

No	3	分 類	相互理解の促進	担当課等	学校教育課
条文	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	義務教育年齢の子どもたちにとって障がいは身近なものではなく、多くの子どもが障がいの知識を持ち合わせていない状態			 各児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、また障がいの知識・理解を有している状態	
中長期方針	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。				
年度計画	障がいへの理解を深めるために、交流や体験を取り入れた学習活動を一層推進するとともに、更なる教職員研修の充実を図る。				

実施結果及び自己評価

実施した 内容	経費(概ね)		0円	内容	障がいへの理解を深めるために、交流や体験を取り入れた学習活動を行う。
	①県立支援学校との交流(居住地交流含む) 7校				
	②関係機関との連携				
	・太陽の家への見学・体験活動・交流 3校 ・手話学習、視覚障害者体験、車椅子体験の実施 6校 ・命の授業、生命と看護の授業、福祉と介護の授業実施 5校 ・障害者差別についての出前授業等実施 3校				
自己評価	※児童生徒の様子				
	・アイマスク体験で見えない世界を体験することができた。				
	・盲導犬のよさや役割を理解することができた。				
	・車いすユーザーの方が抱えるバリアについて理解することができた。				
自己評価	困難度	関係機関等が校区内にない場合には、実施がやや困難になる。			
	達成度	関係機関や施設等との交流活動を行った学校の割合は86%(21校中18校)。			
	総合	B	自己評価のポイント	・児童生徒が障がいを身近なものと感じ、理解を深めるため、関係機関と連携した取組が概ねできた。	
今後の取組	障がいへの理解を深めるために、関係機関や施設等と連携し、交流や体験を取り入れた学習活動を一層推進する。				

外部評価

評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	・行われた内容については児童生徒の様子部分の記入からも充実したものあったことが受け取れる。 ・前年行われていた教職員研修や地域の方々への話が削除されており(児童及び生徒が対象であるからか)実施規模の縮小が感じられる。				
助言等	・事業No2と同様に、障がいを身近に感じてもらう際に身体の方の体験を前面に出すのはわかるが国内においてもっとも数の多い精神障害等についても研修が行われるべきではないか。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	○現在の取組の充実を図る ・児童生徒が障がいについての理解を深めるために、交流や体験を取り入れた学習活動を一層推進していく。 ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修を実施し、児童生徒の個に応じた支援につなげる。

プラン変更の要否	否
修正前	障がいへの理解を深めるために、関係機関や施設等と連携し、交流や体験を取り入れた学習活動を一層推進する。
修正後	

No	4	分 類	生活支援に関する合理的配慮(自立生活支援及び情報提供)		担当課等	障害福祉課
条文	第10条第1項		市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)		
	自立生活に向けた支援制度が十分周知されていないことにより、必要な人が支援を受けられていない状態			様々な障がいのある人に対応した自立生活支援体制が整っており、支援制度についての情報提供が適切になされている状態		
中長期方針	既存の支援制度の改善点を特定して支援体制を充実させ、様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。					
年度計画	支援制度の改正が行われた際、可能な限りの手段で情報提供に努める。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容		経費(概ね)	2,880,000円	内容	別府市医療的ケア児レスパイトケア事業
	【各種手続きの電子申請開始の周知】 各種手続きの電子申請が開始され、別府市公式LINEでの周知や、ガイドブックに申請フォームのQRコードを掲載。また、支援学校あてに説明資料などを送付し、周知。				
	【別府市医療的ケア児レスパイトケア事業の周知】 令和6年9月から別府市医療的ケア児レスパイトケア事業を開始。開始の際は、相談支援事業所、障害児通所事業所などを対象にメールにて周知。市のホームページでも公開した。また訪問看護事業所連絡会議や、医療的ケア児等コーディネーター協議会、自立支援協議会などにも説明を行った。さらに、市内訪問看護事業所35箇所を対象に実態把握と今後の施策に係る連携の協力を目的に調査を行った。				
	【令和7年度別府市医療的ケア児支援事業の構築】 医療的ケア児の市内保育所への通園、公立学校への通学が可能になるための支援制度を子育て支援課、学校教育課と連携し、制度構築に向けて予算要求のための資料提供、助言、協議を行った。各課が令和7年度予算要求を行い、3月に可決。令和7年度実施に向けて、訪問看護事業所、自立支援協議会、医療的ケア児等コーディネーター協議会、保育所、学校、医療機関など各方面への周知を実施。来年度事業実施後にもホームページや市報などによる周知を検討する。				
	【精神障害者保健福祉手帳所持者のJR割引開始の周知】 令和7年4月から開始される精神障害者保健福祉手帳の所持者のJR割引開始の周知をすべての対象者に周知文書を送付し、市報4月号にも掲載した。				
自己評価	困難度	医療的ケア児については障がい福祉サービスの利用のない対象者の把握ができず、制度利用へのアウトリーチが困難。			
	達成度	新制度実施についてホームページなどの掲載はもちろん、対象者への説明や文書を送るなどの直接的なアウトリーチに努め、丁寧な周知ができた。			
	総合	B	自己評価のポイント	丁寧な周知を行った結果、相当数の制度利用があったが、一部行き届いていなかった部分も実際あった。	
今後の取組	令和7年度も支援制度の改正が多く行われることから、現行の周知方法を継続するほか、対象者に情報が行き届き、また制度改正への理解を深めてもらえるような周知方法を検討する。				

外部評価	
評価	B
改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他 ()
評価の理由	スピード感のある実施で評価できる。 対象者の把握ができずに周知ができなかったとの見方もできるが、把握してから実施となると更なる時間を要したと考えたとスタートできたこと自体が評価できる。
助言等	広報について:LINEや市のインスタなどを活用して、市民に向けても案内をするとよい。 訪問看護ステーションへの周知は、該当の訪看だけではなく協会などを通じて広報するといいのではないか？ 事業No8にもつながるが、医療的ケア児コーディネーター協議会に保健師等の関係者にも入ってもらい、事業等の活性化につながるとよい。 対象者の把握について:市全体で取り組み、保護者の同意を得たかたちで、実態を把握するとよい。 事業について:実際に開始してからの評価を実施してもらいたい。

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	新たなツールによる手続き方法や新事業について、幅広く周知できるよう今後も情報提供に努める。

プラン変更の要否	否
修正前	令和7年度以降も支援制度の改正が多く行われることから、現行の周知方法を継続するほか、対象者に情報が行き届くよう周知方法を工夫する。
修正後	

No	5	分 類	生活支援に関する合理的配慮(相談支援体制の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第2項		市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためにお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)			(目標)	
	相談体制の基礎となる相談支援専門員の間で情報共有するべき制度や機関等の認知に関して、一定以上のむらがある。			相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態	
中長期方針	相談支援体制強化に必要な整備を行う。				
年度計画	相談支援専門員全員が大分県親亡き後問題相談員研修修了者と同じスキルを持てる研修等を検討する。				

実施結果及び自己評価				
実施した 内容	経費(概ね)	0円	内容	
	【親なきあと相談研修会の実施(大分県主催)】 大分県社会福祉事業団主催で「親なきあと相談研修会」を2回実施。親なき後問題相談員や市内相談支援事業所に周知を行った結果、8人の参加があった。社会保険労務士による障害者年金についての講義やグループワークなどを通して、事例の検討や課題の整理を行った。			
	【自立支援協議会での親なき後問題の協議】 今年度から自立支援協議会の体制の改正を行い、親なきあと問題については、各部会による共通事項とし、支援策などの協議を行っていく。事務局会議などで今後のあり方などを検討した。			
	【親なきあと相談会の開催】 12月の障がい者週間に合わせて、大分県主催の親なきあと相談会を実施。ホームページ、別府市公式LINE、イベントでのチラシ配布、各事業所へのメールでの周知を行い、昨年度4件であった相談件数が14件となった。事前問い合わせや予約が多くあったことから、市内の親なきあと相談員に事前に依頼し、4ブース設けて交代制で相談会の対応をすることにより、より多くの相談員が対応することで、スキルアップを目指した。			
自己評価	困難度	大分県の研修は毎年行っているが、受講希望者が少ない。また、親なきあと相談員の活動の場があまりなく、自身のスキルアップへのモチベーションがあがらない。		
	達成度	親なきあと相談会の周知を工夫したことにより、相談件数が大幅に増えた。活動の場として、より多くの親なきあと相談員が対応した。		
	総合	C	自己評価のポイント	相談支援専門員あてに大分県主催の親なきあと相談研修会の周知を行ったが、参加者が少なかった。
今後の取組	親なきあと相談員や相談支援専門員の親なきあと相談に対するスキルアップについては、活動の場を増やし、多くの相談に対応することで、当事者のニーズや相談員が備えておくべき知識の把握ができるため、令和7年度の大分県事業の活用などにより、親なきあと相談会の充実を図る。			

外部評価				
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☐ 達成度 ☒ その他（ 内容の見直し ）	
評価の理由	・親亡き後の相談については重要ではあるが、各種窓口につなぐための取り組みになるはずなので、親亡き後の支援のみとなっている。相談支援体制で考えると、初期相談を各基幹相談支援センターが一括で受け持ち、状況に応じて各相談支援事業所へ依頼している体制を整えたことを評価していいのではないかと考える。また、相談支援専門員と事業所連携を行っているなかで、日常生活における困りについても対応している。 ・相談会についての情報が、多くの人の目にとまり、前年度より相談会参加人数が大幅に増えたことは、啓発方法が良かったと思われる。当事者の方やご家族にとって「親なきあと」について関心がある人は多いと思われる。今後は更に参加者を増やしたり、相談員の専門性を高める工夫が必要である。 ・年度計画についての達成度としては、広報工夫により相談件数が増え、相談会の対応相談員を増やすなどの成果は得られている。 ・毎年、研修内容をブラッシュアップし、新たな知識が得られる内容であれば参加者は増えるのではないかと考える。			
助言等	・相談支援体制整備になるため、相談支援部会などで相談支援専門員として必要な連携について、別府市として講義していただいたり、部会内の取り組みとして年に1度支援体制について確認する機会をつくることで、支援者も再確認再出発が出来ると思われる。(基幹と相談事業所との連携、相談支援事業所と各種サービス事業所との連携、相談員は各種サービス事業所と利用者との連携、相談員から各種窓口につなぐことについて確認する) ・相談者の利便性を考えて、リモートやチャット等の方法も検討してはいかがでしょうか。 相談員の関心やスキルアップへ繋げるために、相談支援部会で研修することはとても良いと思います。 ・親亡き後の課題は相談支援専門員が様々な形で対応するケースだと思う為、重層的整備事業や部会長会議での事例検討など、研修以外にも相談支援事業所や他課の市の職員が関われる機会が増えることで相談体制のスキルアップにつながるのではないだろうか。			

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	親なきあと問題や医療的ケア児のサポート体制などについて、多角的な協力体制や相談に対するスキルアップを図るためや自立支援協議会の事務局会議や医療的ケア児コーディネーター協議会などを通じて、各問題に直面する方へのサポート体制づくりに努める。

プラン変更の要否	否
修正前	親なきあと相談員や相談支援専門員の親なきあと相談に対するスキルアップについては、活動の場を増やし、多くの相談に対応することで、当事者のニーズや相談員が備えておくべき知識の把握ができるため、令和7年度の大分県事業の活用などにより、親なきあと相談会の充実を図る。 また、医療的ケア児コーディネーター協議会にてサポート体制の強化について具体的な事業の検討を進める。
修正後	

No	6	分 類	生活支援に関する合理的配慮(専門知識・職業倫理の向上)		担当課等	障害福祉課
条文	第10条第3項		市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)					(目標)
	障がい福祉事業所の職員の専門スキルにはまだ向上の余地がある。					職員の専門スキルを向上させる体制が整っている状態
中長期方針	障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。					
年度計画	地域生活支援拠点等整備と合わせて、障がい者の虐待防止や医療的ケア児等に関する専門的な研修を実施する。					

実施結果及び自己評価				
実施した 内容	経費(概ね)	0円	内容	
	【医療的ケア児等コーディネーター協議会での研修】 医療的ケア児等コーディネーター協議会において、「災害時の個別避難計画について」と題し、東部保健所及び別府市防災危機管理課から講師を招き、医療的ケア児等コーディネーターへの研修を行った。			
	【親なきあと相談研修会の実施(大分県主催)】 大分県社会福祉事業団主催で「親なきあと相談研修会」を2回実施。親なき後問題相談員や市内相談支援事業所に周知を行った結果、8人の参加があった。社会保険労務士による障害者年金についての講義やグループワークなどを通して、事例の検討や課題の整理を行った。			
	【令和6年度障害者総合支援法報酬改定についての研修】 大分県保護監査指導室の講師により令和6年度報酬改定等の研修会を開催。生活介護事業所、共同生活援助事業所、就労継続支援事業所、障害児通所支援事業所を対象に行った。			
	【にも包括についての理解啓発研修】 自立支援協議会地域移行・地域定着支援部会において、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」(にも包括)の周知のため、精神病院や国立重度障害者センターを対象とした研修を3回開催。			
	【相談支援専門員への研修】 自立支援協議会相談支援部会において障害福祉課より「地域生活支援事業について」の研修を行い、普段疑問に思っていることなどの意見交換を行った。			
自己評価	【要約筆記奉仕員養成講座修了式における福祉施策の現状の講座】 障害福祉課より、要約筆記奉仕員養成講座終了式において、福祉政策の現状や現行制度の説明を行った。今後奉仕員として携わる方々へ、福祉施策の内容を知ってもらおうことで、今後の要約筆記業務がスムーズにおこなえることを期待している。			
	【事業所内の虐待研修への講師派遣】 毎年、個別に依頼があれば、事業所内で行う虐待や身体拘束の研修に講師として、障害福祉課の相談員を派遣。事業所職員に虐待の正しい知識を認識してもらうことで、事業所内での虐待を防止する。令和6年度は1件の派遣を行った。			
	困難度	地域生活拠点整備と合わせて位置づけした研修を企画する時間を捻出できなかった。		
総合	達成度	様々な分野における研修を多く実施できた。		
	総合	B	自己評価のポイント	地域生活拠点整備と合わせた研修をあまり企画できなかったが、県の主催事業などと合わせて市内の障がい福祉に携わる職員のスキルアップにつながる専門的な研修は実施できた。
今後の 取組	今後はどのような分野でどのような研修が必要なのかのニーズを把握し、研修を効率よく実施したい。			

外部評価				
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性 ☐ 達成度 ☐ その他（ ）	
評価の理由	・様々な研修を開催してもらい、個々の専門性を向上させる機会を得ている。地域生活拠点整備も、検討を進んでいる。 ・様々な分野の研修が行われているため、相談業務のスキルアップにつながると感じた。 ・1年間で多くの研修実施を行うことで専門スキル向上につながっていると考えられる。 ・専門スキルの向上においては、通常業務の幅を広げ、積極的な自立支援協議会の各分会への参加により、地域の実情やケアマネジメントの実際を知ってもらうことが方法の一つであると考えられる。			
助言等	・研修に参加された人数や満足度、相談業務へ活かしている部分について等の効果も検証するのも良いのではないかと感じた。 地域住民との相互理解を促進できるような研修も良いのではないと思われる。 ・自立支援協議会において市も必要時には参加することで課題意識の統一が図れるのではないかと。			

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	自立支援協議会の各分会を通じて、障がい者サービスの制度改正に関する内容の周知や業務に携わる職員のスキルアップにつながる実習を行いたい。	

プラン変更の要否	否
修正前	地域生活支援拠点等整備と合わせて、障がい者の虐待防止や医療的ケア児等に関する専門的な研修等を実施する。
修正後	

No	7	分類	生活支援に関する合理的配慮(情報機器活用、情報提供)		担当課等	障害福祉課
条文	第10条第4項		市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)				(目標)	
	情報通信機器の日常生活用具給付は実施されているが、障がいの特性に配慮した情報提供方法を更に充実させることが求められている。				ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態	
中長期方針	市役所に行かなくても手続ができる電子申請可能な事業を増やす一方で、障がいの特性に配慮した情報提供を行う。					
年度計画	地域生活支援事業で電子申請対応可能な事業を増やし、実施後可能な限りの手段で周知する。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	経費(概ね)		0円		内容
	【R6年度電子申請化した業務とその件数】 ・身体障害者手帳再交付申請 4件 ・療育手帳交付申請 22件 ・療育手帳再交付申請 5件 ・精神障害者保健福祉手帳再交付申請 2件 ・口座振替申請 4件 ・障害者控除申請 7件 ・ヘルプマーク 44件 ・重度心身障害者タクシー利用券申請 26件 ・顔写真を提出 90件 ・日常生活用具申請 22件 ・補装具申請 13件 ・障害児利用者負担額更新申請 569件 ・障害支援区分申請 18件 【情報の提供】 ・別府南石垣支援学校の全生徒へ、障がい福祉に関する電子申請の一覧を作成し情報提供した。 ・別府市の公式ホームページやLINEに埋め込み型URLを掲載し、短いルートで電子申請ができるようにした。 ・毎年発行している障がい福祉ガイドブックに電子申請の2次元コード一覧を追加し、周知した。				
自己評価	困難度	通常業務のある中、電子申請の推進を推進していく時間を捻出するのが困難であった。			
	達成度	各担当と情報政策課が協議を重ね、上記申請の電子申請を可能にし、様々な方法で周知に努めた。			
	総合	B	自己評価の ポイント	若手職員が中心となり、障害福祉課の電子申請可能な手続きを電子化した。相当数の電子での申請があったが、今後周知方法を検討し、より多くの障がい当事者の利用促進を図りたい。	
今後の 取 組	他にも電子申請が可能な手続きがないか確認をし、可能な限り電子申請ができる環境を整備する。障がい当事者への丁寧な説明や効率的な周知方法を検討し、電子申請の利用促進を図る。				

外部評価					
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	・当事者等への周知に努めたとあるが、どのくらいの方に伝わったか見えてこない。 ・周知後も利用率やアプリケーションの扱い等の意見が聞きたい。				
助言等	・実施後、電子申請の変化や推移の状況を把握する。 ・利用者の意見を取り入れ、ブラッシュアップに努めて欲しい。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	身体障害者手帳新規申請、精神障害者保健福祉手帳新規申請については、申請に必要な診断書の取扱いについて、県の関係機関と協議中であるため電子申請実施に至るには時間を要する。その他、障がい者支援事業等において電子申請が可能になりそうな業務について、再度検討していく。障がい当事者への広報および周知方法(市報、ホームページ以外)についても課内で検討していく。	

プラン変更の要否	否	
修正前	他にも電子申請が可能な手続きがないか確認し、可能な限り電子申請ができる環境を整備する。障がい当事者への丁寧な説明や効率的な周知方法を検討し、電子申請の利用促進を図る。	
修正後		

No	8	分 類	生活支援に関する合理的配慮(社会資源の充実)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第5項		市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。		
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)	
	医療的ケアを必要とする人が地域で生活する上で必要な支援体制が整備され始めたが、社会資源も含め充実させることが求められている。			 重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態	
中長期方針	社会資源を充実させる。				
年度計画	医療的ケア児等への支援策を検討する会議体に、学校関係者や保健関係者も参加してもらえるよう調整する。				

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	経費(概ね)		216,000円 1,936,000円	内容	医療的ケア児等コーディネーター協議会委員謝礼金 医療的ケア児等コーディネーター協議会運営委託料
	【令和7年度別府市医療的ケア児支援事業の構築】 医療的ケア児の市内保育所への通園、公立学校への通学が可能になるための支援制度を子育て支援課、学校教育課と連携し、制度構築に向けての資料提供、助言、協議を行った。各課が令和7年度予算要求を行い、3月に可決。(別紙資料参照) 第3回医療的ケア児等コーディネーター協議会へ、子育て支援課、学校教育課の職員の出席を依頼し、令和7年度新規事業の説明などを行った。				
自己評価	困難度	複数課にまたがるため、制度構築のステップが困難であった。			
	達成度	教育分野、保育分野による医療的ケア児への支援策の構築の必要性を訴えてきた結果、数年越しに制度構築にたどり着いた。			
	総合	A	自己評価のポイント	医療的ケア児が健常児と同じように保育、教育の場の選択をできるような環境を整備できた。	
今後の取組	今後、医療的ケア児が保育、教育の場を選択する上で、コーディネーターや行政の支援事業を活用し、最良の選択ができるよう、子育て支援課、学校教育課とも引き続き連携をし、制度の周知をしっかりと行う。				

外部評価					
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	課をまたがる協議や準備には労力が必要であつただろうと予想され、数年かかっても制度構築に至ったことが評価できる。				
助言等	シート(4)と同様に実施者である訪問看護への周知と理解が必要である。 医療的ケア児コーディネーター協議会に、関連する関係機関(事業所・相談等)も参加してもらい、活性化し、市全体として、協議を継続してもらいたい。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	医療的ケア児のサポート体制について、医療的ケア児等コーディネーター協議会などを通じ、事例検証やニーズの把握に努め、社会資源の充足に努める。	

プラン変更の要否	否
修正前	医療的ケア児が保育、教育の場を選択する上で、コーディネーターや行政の支援事業を活用し、最良の選択ができるよう、子育て支援課、学校教育課とも引き続き連携をし、制度の周知を行う。
修正後	

No	9	分 類	生活環境に関する合理的配慮(道路整備)		担当課等	都市整備課
条文	第11条第1項		市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)		
	道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態				障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態(歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない)が解消された状態	
中長期方針	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。					
年度計画	・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子ども連れの方など、段差等にとくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	(道路整備)	経費(概ね)		内容	
	(維持補修)	経費(概ね)	¥350,000,000	内容	6路線の道路整備に要した経費
	朝見～北石垣線外5路線において、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの設置等を行った。				
	(維持補修)	経費(概ね)	¥28,000,000	内容	歩道補修等の工事費
	別府市共生社会実現推進基金を活用して、令和3年度に障がいのある方々と実施したバリアフリー調査結果を基に、段差解消や、傾斜緩和などの歩道整備工事を行った。また、電柱移設による歩行空間の確保、路面状況の悪い舗装の修繕等を行った。				
自己評価	困難度	歩道改修については、バリアフリー整備に関するガイドラインを参考にしながら設計を進めていくが、同一の路線でも場所により構造が異なるため、現地に合わせた最適な整備を検討することが難しい。			
	達成度	沿線の方や日常的に利用する方からの要望を取り入れ、可能な範囲で整備できたことが良かったと感じている。			
	総合	B	自己評価のポイント	バリアフリー調査を基に実施した工事箇所について、すべての箇所ではないが、施工中や工事完了後に障がい当事者の方と現地立会をしていただき、意見を伺いながら、工事を進めることができた。	
今後の 取組	令和7年度についても、通常の道路整備及び道路維持に加え、バリアフリー調査結果を基に歩道の段差解消に努めていく。また、必要に応じて障がい当事者の方に現地での立会をお願いし、意見を伺いながら、可能な限り要望に沿った整備をしていきたい。				

外部評価					
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	・昨年に引き続き、一部地域では障がいのある方への歩道等の改善がなされているようだが、別府市全体をみるとまだ改善の必要性を感じる。一部の市民には伝わっているが、まだ全体には「見える化」が必要ではないか。				
助言等	・実施内容の見える化(透明化)を図っていただきたい。 ・道路不具合通報フォーム(LoGoフォーム)の利用の呼びかけや、講座の実施。 ・当事者団体(部会)と協働での取り組み。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	引き続き、バリアフリー調査結果を基に対策工事を実施していくとともに、当事者団体(部会)と協働にてバリア箇所の調査・改善を図っていきます。また、実施内容の見える化については、必要に応じ情報提供を検討いたします。道路不具合通報フォーム(LoGoフォーム)の利用講座の実施等を関係課と連携して取り組んでいきます。	

プラン変更の要否	否	
修正前	令和7年度も、通常の道路整備及び道路維持に加え、バリアフリー調査結果を基に歩道の段差解消に努めていく。また、必要に応じて障がい当事者の方に現地での立会をお願いし、意見を伺いながら、可能な限り要望に沿った整備をしていく。	
修正後		

Page 10 of 10

プラン変更 の要否	要
修正前	(施設整備課) 階段室へのアプローチ段差解消工事を推進する。 (障害福祉課) 引き続き関係各課、部署、および外部関係機関等との連携体制の整備を進める。
修正後	(施設整備課・障害福祉課) 居住支援法人その他の関係団体と連携して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る。

No	11	分 類	生活環境に関する合理的配慮(保証人制度の整備)		担当課等	障害福祉課
条文	第11条第3項		市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)		
	賃貸借契約の際に家賃保証会社から断られて、契約を締結できない場合がある。			保証人の有無などに関わらず、必要な人が民間住宅を賃借できる状態		
中長期方針	民間住宅を賃借する際の支援策を実施する。					
年度計画	(障害福祉課)令和6年2月に「別府市第1回居住支援ネットワーク会議」が開催され、関連機関(不動産会社、社協、基幹相談支援センター、大学関係者等)を交えての協議を開始した。令和6年度においても引き続き連携体制の整備を進める。					

実施結果及び自己評価

実施した内容	なし		経費(概ね)		内容	
自己評価	困難度					
	達成度	別府市が取組む「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」実現のための協議の中で包括的に議論した。				
	総合	B	自己評価のポイント	会議出席のほか協議を実施した。		
今後の取組	これまで「地域移行・地域定着支援分科会」(令和7年4月から「地域移行・地域定着支援部会」へ移行)において「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」に係る協議を行っており、そのなかで「住まいの確保」を協議事項の一つとしている。居住支援法人「夢未来舎」が加わることになり、より具体的な議論を行える。					

外部評価

評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性	☐ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	・市の動きとしては部会参加のみとなっているが、協議を行えていること自体は前年同様評価されるべきである。 ・現在保証人のいない方へ関しては居住支援法人や民間訪問看護事業者による転貸が行えるようにはなっているが、市としての動きとして共同体制をとることはできていない。				
助言等	・事業No10と同様に居住支援協議会の設置により、居住に特化しかつ障害のある方も無い方も対応できる協議体ができるとよいのではないかと。 ・保証人については民間住宅だけでなく公営住宅についても必要であるため、特に生活保護かつ市営住宅希望者については市の判断での入居ができるようになると良いと考える。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	居住支援協議会の設置に向け、協議を推進し、関係機関との連携を図る。

プラン変更の要否	否
修正前	これまで「地域移行・地域定着支援分科会」(令和7年4月から「地域移行・地域定着支援部会」へ移行)において「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」に係る協議を行っており、そのなかで「住まいの確保」を協議事項の一つとしている。居住支援法人「夢未来舎」が加わることになり、より具体的な議論を行う。
修正後	

No	12	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共的施設の設備の確保)	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第4項	市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない。 			市の公共施設については、可能な限り様々な障がいに配慮されたものであること。	
中長期方針	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。				
年度計画	別府市障害者自立支援協議会の意見や市ホームページの意見募集等を通じて、今後の施設整備の参考となる情報を関係課等と共有する。				

実施結果及び自己評価

実施した 内容	経費(概ね)		200,000円 400,000円	内容	身体障害者福祉センター運営に要する経費 (修繕料、工事請負費)
	【身体障害者福祉団体協議会からの施設整備の要望について】 別府市身体障害者福祉団体協議会より、身体障害者福祉センターの施設整備についての要望書を受け、令和7年度予算要求を行った。未だ整備をできていない部分についても施設整備課と協議を行い、今後の整備について検討を行っている。今年度予算で対応できるものについては対応した。 【当事者部会での意見に対する共有】 他課の制度の説明会において、会場がバリアフリーではなかったことに対する意見があった。担当課へ共有し、合理的配慮についての理解を求め、今後、説明会や事業実施において、合理的配慮を考慮し行うことを期待する。結果については次回当事者部会でも共有した。				
自己評価	困難度	予算の範囲内での対応となるため、すべての要求に対する対応は困難。			
	達成度	利用者からの要望であった体育室側の女子トイレ排水管詰り改修を行った。			
	総合	C	自己評価の ポイント	要望に対する対応の実施はあまりできなかった。	
今後の 取 組	現在出ている身体障害者福祉センターの要望を整理し予算要求、施設整備課との協議を引き続き行っていく。				

外部評価

評価	C	改善点	☐ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他（ ）
評価の理由	・「市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない」とあるが、障害当事者の意見自体が聴取出来ているようには感じられない。 ・施設設備の予算要求がなぜ通らないか理由が知りたい。				
助言等	・障害当事者から意見の聞き取りを行う。 ・別府市身体障害者福祉団体協議会や当事者部会と共同で意見の聴取を行うと良いと思われる。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降	
具体的 な対応	市内の各障がい者団体や当事者部会などから意見の聞き取りや協議を行い、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努める。	

プラン変更 の要否	否
修正前	現在出ている身体障害者福祉センターの要望を整理し予算要求、施設整備課との協議を引き続き行う。
修正後	

令和6年度		別府市共生社会形成プラン評価シート		事業No		13	
No	13	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共交通機関の利用の円滑化)		担当課等	政策企画課	
条文	第11条第5項		市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。				
現状と目標	(現状)		(目標)				
中長期方針	交通事業者が障がいのある人の利便に資する輸送サービスに改善できるような環境づくり等を行う。						
年度計画	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。交通弱者の外出支援について、継続的に進めるため福祉担当課と協議する。運転手不足解消のため、国や県、交通事業者等と連携して取組む。						

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	53,000,000円	内容	運行管理業務委託料	30,000,000円	
				移住支援金	23,000,000円	
	○移動手段確保のため別府市主体で「湯けむりライドシェア」(定時定路線・コミュニティバス)の実証運行を開始。 ○湯けむりライドシェア運行のため「福祉車両」を導入し、車椅子でも健常者と同じように乗りたい時に乗ることができる環境を整備。 ○インクルーシブな交通施策実現に向けて共創プラットフォームを設立し、自立支援センターおおいのの職員、交通事業者等が集まる場で意見交換し、移動に係る問題、課題を共有した。 ○移住定住の促進並びに就職氷河期世代の就労や社会参加の促進を支援し、公共交通事業者の運転手不足の解消を図る目的の移住支援策を実施し、交通事業者と連携して移住及び就職説明会を実施した。 ○地域公共交通に係るアンケート調査実施。					
自己評価	困難度	障がいのある人が公共交通機関を利用したい時に利用できる環境づくりに向けて、交通事業者とも協議を重ね、要請はするものの、乗務員不足等の問題ですぐに改善は厳しい状況である。				
	達成度	公共交通機関全体としての達成はまだ厳しい状況ではあるが、市でバリアフリー車両の導入ができた。				
	総合	A	自己評価のポイント	一部ではあるが、車椅子の方も利用できる輸送サービスを提供できた。		
今後の取組	一部ではあるが、車椅子の方も利用できる輸送サービスを提供できた。					

外部評価

評価	A	改善点	☒ 計画の妥当性	☐ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	交通事業者への理解、研修の実施等は当事者団体や当事者部会の活用も含めて評価できる。外出支援についても定路線、別府市ライドシェアの身体的な介護が可能な部分が増えたことについて大いに評価できる。今後、湯けむりライドシェアの利用実績や利用者の声を公表してほしい。				
助言等	・現状の段階においても合理的配慮含む障がい理解が不足していると感じるため、身体障がいだけでなく全障がい+難病等への理解もライドシェアドライバー含む交通事業者へ研修が必要ではないか。 ・ライドシェアグローバルと別府市ライドシェアがわかりづらく、ライドシェアは観光にしか使えないと話されている当事者の方がいたため、さらなる広報が必要ではないか。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	・湯けむりライドシェアの実績等については別府市公共交通活性化協議会等を通じて公表している。 ・既存の交通手段を含め複数ある本市の移動手段について、各々の特性をわかりやすく伝え、周知に努めたい。 ・研修の実施については交通事業者へも共有し、協議・検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。交通弱者の外出支援について、継続的に進めるため福祉担当課と協議する。運転手不足解消のため、国や県、交通事業者等と連携して取組む。
修正後	

No	14	分 類	防災に関する合理的配慮(防災に関する計画)		担当課等	防災危機管理課 障害福祉課
条文	第12条第1項		市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)				(目標)	
	地域防災計画に障がいのある人への配慮(避難行動要支援者に含む)について記載済み。				 障害のある人やその家族が居住地域等において被る災害被害について理解し、備えることが出来る。	
中長期方針	全ての障がいのある人やその家族が、日常かかわりのある福祉関係者や防災担当などとともに個別の防災計画を作成し、備えることが出来る。					
年度計画	(防災危機管理課)相談支援事業所と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況、ハザードの状況、人的環境に合わせた個別避難計画の作成を進めて行く。					
	(障害福祉課) 防災危機管理課による個別避難計画作成にあたり、障害福祉課が「連絡係」になるのではなく、障がい福祉関係機関等の協力を得るなどして防災危機管理課・障害福祉課・関係機関が連携できるよう協議を進めていく。					

実施結果及び自己評価						
実施した 内容	(防災危機管理課)		経費(概ね)	138,600円	内容	個別避難計画作成委託料 138,600円
	①個別避難計画作成業務委託 → 主に「浜脇地区」、「東山地区」で関係する相談支援事業所に計画作成依頼。 計画作成後、地域関係者を踏まえた地域調整会議を実施し、計画作成完了。 ②相談支援事業所等への周知啓発 → 障害関係機関及び団体等に対し、制度説明会実施 (自立支援協議会・医療的ケア時コーディネーター協議会・民生委員等)					
	(障害福祉課)		経費(概ね)	0円	内容	
	別府市障害者自立支援協議会における子ども支援部会より依頼を受け、「福祉避難所」についての防災危機管理課とともに概要説明を行った。 協定締結の福祉避難所について実態を把握するためのアンケートを行い、今後の方向性を協議するうえでの参考資料となった。					
自己評価	困難度		(防災危機管理課) ・個別避難計画作成に必要な避難支援等実施者不足。 ・個別避難計画作成の工程の中で行う、要支援者本人・家族と地域関係者等で開催する「地域調整会議」の開催について、参加者の日程及び場所の調整等が困難。			(障害福祉課)
	達成度		①については、作成の流れは確立できたが、作成件数については、当初の想定を下回った。 ②については、十分に実施できた。			個別避難計画作成を希望する対象者の来課はなく窓口対応をする機会にはなかった。
	総合	B	自己評価のポイント	防災危機管理課 B 障害福祉課 B	困難事情等により作成件数においては当初の想定より少ないが、相談支援事業所と連携し、作成の一連の流れが実施でき、今後進めて行く形が確立されたため。 これまで協議される機会が少なかった「福祉避難所」についての協議の場を設ける方向に向かっている。	
今後の 取組	(防災危機管理課) ①令和7年度から「西地区」、「亀川地区」を対象地区として追加。引き続き関係する相談支援事業所と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況、ハザードの状況、人的環境に合わせた個別避難計画の作成を進めていく。 ②引き続き相談支援事業所及び関係機関・団体への事業・制度周知啓発・説明を実施。 (障害福祉課) 防災危機管理課による個別避難計画作成において、障害福祉課が可能な限り情報提供を行い、外部関係機関等にも協力を仰ぎ、より一層の連携強化を図る。					

外部評価						
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()	
評価の理由	・危険と思われる地域から、個別避難計画作成に取り組みられている。 ・関係機関による綿密な研修が行われている。しかし、課題が重大で多岐に渡るため、実際にどのように行動すれば良いか自信をつける所までには至っていないと感じる。 ・障害福祉課と防災危機管理課の横の連携強化が引き続き必要だと感じる。 ・福祉避難所の避難方法やそれぞれの機能など具体的な運用を検討していく必要がある。					
助言等	・研修に実際の災害を想定した実地訓練的なことやロールプレイを取り入れてはいかがでしょうか。 避難場所については、障害の状態に幅広く対応できることが必要。 ・防災危機管理課の相談支援事業所への制度説明会は1度実施されたが、その後の一連の流れやどのような困難事例で件数が想定より少ないのか分かるとよい。 ・障害福祉課の福祉避難所のアンケート結果を具体的に今後の取り組みに入れてはどうか。					

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	今年度中	
具体的な対応	(防災危機管理課) 今後も障害福祉課をはじめとする庁内関係課及び相談支援事業所との連携を緊密にし、個別避難計画を作成するうえでの問題点や困難事例等の情報共有を説明会等を通じて行い、連携強化を図り、課題解決に向けての取組を行う。 (障害福祉課)有事に備え、防災関係各課及び外部関係機関と連携を図り、災害時にどのようなニーズがあるか模索しながら、個別避難計画の作成に努める。	

プラン変更の要否	否
修正前	(防災危機管理課) ①令和7年度から「西地区」、「亀川地区」を対象地区として追加。引き続き関係する相談支援事業所と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況、ハザードの状況、人的環境に合わせた個別避難計画の作成を進めていく。 ②引き続き相談支援事業所及び関係機関・団体への事業・制度周知啓発・説明を実施。 (障害福祉課) 防災危機管理課による個別避難計画作成において、障害福祉課が可能な限り情報提供を行い、外部関係機関等にも協力を仰ぎ、より一層の連携強化を図る。
修正後	

令和6年度			別府市共生社会形成プラン評価シート		事業No	15
No	15	分 類	防災に関する合理的配慮(減災の仕組みづくり)	担当課等	政策企画課 障害福祉課	
条文	第12条第2項		市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)		
	モデル地域において障害のある人や家族とともに、福祉専門職の力を借りながら個別支援計画を作成し、居住地域住民と必要な援護内容を確認する調整会議を行い、訓練を開催して検証している。			 新たなモデル地域において障害のある人や家族とともに、福祉専門職の力を借りながら個別支援計画を作成し、居住地域住民と必要な援護内容を確認する調整会議を行い、訓練を開催して検証する。		
中長期方針	全ての障がいのある人やその家族が、安心して安全に暮らし続けられるために必要な整備を行う(必要なことを具体的に可視化する)					
年度計画	(政策企画課)アクションプラン(災害時の安否確認や多様な団体参画のネットワーク構築)作成に向けての研修や連携会議の開催					
	(障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに合冊する「防災啓発マニュアル」を継続する。市ホームページの掲載内容を更新するので確認していただきたい。今後も可能な限り福祉避難所協定締結施設を開拓する。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	(政策企画課)		経費(概ね)	4,727,000円	内容 ①7,000円②1,290,000③520,000④143,000 ⑤72,000⑥75,000⑦2,620,000
	①重度心身障害者個別避難計画作成 ②庁内連携会議9回開催…協議により安否確認ツールが必要、被災地(石川県)で活用されているキントーンでアプリ開発検討 ③施設BCP作成 成研修会3回開催…今回は重度心身障害者施設を中心に行う ④障害者ネットワーク災害対応会議1回開催…大分気象台とともに、台風10号被害を題材に障害者自らマイタイムライン作成 ⑤個別計画作成検証訓練1回開催…個別計画をもとに避難、BCP作成検証もかねて訓練を行う ⑥報告会1回開催…庁内連携会議にて行っているアプリ開発説明も行う(現在、関係各課から669団体の名簿)オンラインでも配信 ⑦報告集500冊DVD付作成…関係者に配布し、市内にて個別避難計画作成や訓練開催、アプリ利用等の啓発などに利用				
	(障害福祉課)		経費(概ね)	0円	内容
	別府市障害者自立支援協議会における子ども支援部会より依頼を受け、「福祉避難所」についての防災危機管理課とともに概要説明を行った。 協定締結の福祉避難所について実態を把握するためのアンケートを行い、今後の方向性を協議するうえでの参考資料となった。				
自己評価	困難度	(政策企画課) ①重度心身障害者の個別計画作成は家族の理解が困難 ②庁内連携会議での協議、協働に職員は不慣れ ③事業が多岐にわたるため施設全体のBCP作成まで時間がかかる ④多様な障がい者の参加を促すことが困難 ⑤施設職員が災害想定を立案する			(障害福祉課) 防災意識を高めるための啓発手段に苦慮している。
		今年度の事業計画目標は概ね達成できた。			一部会ではあるも福祉避難所についての説明を行った。
	達成度	B			
	総合	B	自己評価のポイント	政策企画課 A 障害福祉課 B	懸念される具体的事項について、事業計画に沿って進められているため。 福祉避難所については一歩進めたが、計画変更した「防災啓発マニュアル」の内容更新が年度内に行えなかった。
今後の 取組	(政策企画課)①訪問事業対象者について作成する②アプリ作成とともに、まずは669団体へ説明、利用促進活動を行う③訪問事業を中心にBCP作成④新たな障がい者への参加呼びかけを行う⑤個別計画作成とともに、受け入れBCP作成により検証訓練を行う⑥⑦より多くの市民や関係者に理解してもらうための広報を行う。				
	(障害福祉課)福祉避難所について具体的な情報等が関係機関等や市民へ伝わるよう、協議を重ね周知し、新たな協定締結へつなげる。				

外部評価				
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☐ 達成度 ☒ その他（ ）	
評価の理由	・個別避難計画作成が、一部地域のみしか実施出来ていない。福祉避難所の概要説明を行ったが、別府市では福祉避難所開設後、検討した後福祉避難所を開設する必要がある。指定福祉避難所の認可を優先し検討してもらいたい。防災についての、計画作成の着手や、防災についての説明を進めていることについては評価できる。 ・個別避難計画については、取り組みが実施されているが、福祉避難所については福祉避難所の協定を結んでおり、事業所との話し合いが必要。また、市内の横の連携も必要。 ・障害児者の当事者とそのご家族が防災や避難についてどのように考えているのかについての把握が必要。それにより、現実的なこととして、自助についての認識を促すことも検討する必要があるように感じます。 ・別府市の災害時の取り組みについては、全国から注目を集めているだけに個別避難計画やインクルーシブ防災の取り組みなど計画が進んでいる印象を受ける。一方で、防災危機管理課、障害福祉課、政策企画課の一体感のある動きがみえにくく、どの取り組みを別府市全体で行っているのかの多少の混乱があることが課題と感じる。 ・計画に沿っての実施はされており、進捗、今後の計画も明確にされている。			
	助言等	・障害を有するご本人やご家族の中には、プランや避難に関連する情報の把握や理解についても配慮が必要な方がいらっしゃると思います。それについての具体策が明確でないような印象があります。 ・市役所のなかでの足並みをそろえながらおこなうとよりよいものになるのではないかと。		

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	今年度中	
具体的な対応	(政策企画課)・個別避難計画に関しては防災危機管理課がハザードに鑑み、地区単位にて個別避難計画を作成している。政策企画課はそれらの地域にお住まいではない災害時に支援が必要な方を対象に福祉避難所に避難するであろう計画を、受け入れる福祉施設のBCPとともに作成していますが、今年度もその進め方になります。 ・各課が役割分担をもって事業展開するものの、現在行っている庁内連携会議にて別府市全体の災害支援像が共有でき、命と暮らしが守れるための協議と検証を行う。 (障害福祉課)インクルーシブ防災に係るアプリ開発等について、定期的な会議(政策企画課主催)にて本課を含めた庁内関係各課と協議を重ねている。福祉避難所については、7年度より防災危機管理課、障害福祉課、高齢者福祉課による担当者を開催し、運営方針等の見直しを行う。その会議で協議した内容を3課の部課長を含めた会議へあげ、具体的な協議へと進めていく。	

プラン変更の要否	否	
修正前	(政策企画課)①訪問事業対象者について作成する②アプリ作成とともに、まずは669団体へ説明、利用促進活動を行う③訪問事業を中心にBCP作成④新たな障がい者への参加呼びかけを行う⑤個別計画作成とともに、受け入れBCP作成により検証訓練を行う⑥⑦より多くの市民や関係者に理解してもらうための広報を行う (障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに合冊する「防災啓発マニュアル」を継続する。市ホームページの掲載内容を更新するので確認していただきたい。今後も可能な限り福祉避難所協定締結施設を開拓する。	
修正後		

No	16	分 類	雇用及び就労に関する合理的配慮等(雇用・就労の環境整備)	担当課等	職員課
条文	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)	
	令和5年度に障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。			障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態	
中長期方針	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。				
年度計画	法定雇用率以上の雇用を継続するため、多角的な広報を行うとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。また、試験案内に配慮の例を記載するなど、配慮が必要な人が申し出しやすい環境づくりに努める。				

実施結果及び自己評価				
実施した内容	経費（概ね）		0円	内容
	令和6年度は、8月、10月に職員採用試験の第1次試験を実施。市報、別府市ホームページ、別府市Facebook、別府市公式LINEアカウントを通じて広報を行った。また、令和6年度職員採用試験では、職務経験者において障がいのある方を対象にした試験も実施した。 試験案内に車椅子使用、点字等の利用希望等の配慮について記載したが、配慮の申し出はなかった。障がいのある方を対象にした試験では、職務経験者8名の申込みがあり、受験者8名に会場の変更などの受験に係る配慮の可否について個別に確認を行ったが申し出はなかった。ただ、Ⅰ種及び職務経験者（事務）の試験において3名から受験に係る身体的な配慮の申し出があり、面接試験にて実施した。			
自己評価	困難度			
	達成度	採用試験時の合理的配慮について、実際の受験者から施設的な求めはなかったが、受付後の移動距離を考慮し、面接試験会場を受付から近い場所に設定した。個人の身体的な配慮については今後も個別に対応する。また、職務環境の整備については今年度、要望等に基づく具体的な環境整備は実施しなかった。		
	総合	B	自己評価のポイント	計画を概ね達成したため。
今後の取組	広報活動については、引き続き、障害福祉課と連携を取りながら進めていきたい。 就労環境の整備については、別府市障害者活躍推進計画に基づき、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。			

外部評価				
評価	A	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他（ ）	
評価の理由	前年度より確実に就労への障壁を減らす取り組みがなされていることを評価したい。 多角的な広報、配慮例の記載、奉仕でへの対応についても充分になされているように感じる。 配慮例の更新等含め今後も取り組みを続けていただければと感じる。			
助言等	身体障がいの方に比べその他の配慮は申し出がなされづらい状況が考えられるため、今後も知的・精神・発達・難病等への対応や知見を広くすすめていただければと考えます。			

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	広報活動は、引き続き障害福祉課と連携を取りながら進めていく。就労環境の整備については、別府市障害者活躍推進計画に基づき、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。	

プラン変更の要否	否	
修正前	法定雇用率以上の雇用を継続するため、多角的な広報を行うとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。また、試験案内に配慮の例を記載し、配慮を求めたことにより不利益になることはない旨の表記をするなど、配慮が必要な人が申ししやすい環境づくりに努めたい。	
修正後		

令和6年度		別府市共生社会形成プラン評価シート			事業No	17
No	17	分 類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり)	担当課等	障害福祉課	
条文	第13条第2項		市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)		
	希望と適性に応じた就労を行うことができない人が多く存在する。			多くの障がいのある人が、希望と適性に応じた一般就労・福祉的就労を行うことができる。		
中長期方針	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。					
年度計画	一般就労を希望した際の課題等を把握し、事例について検討する。また、各制度周知や就労支援機関との連携を図っていく。					

実施結果及び自己評価				
実施した 内容	経費(概ね)	19,794,000円	内容	ゆるスポーツFirst take事業委託料 3,654,000円 職場実習促進事業委託料 1,140,000円 重度障がい者等就労支援特別事業 15,000,000円
	【自立支援協議会就労部会の取組】 ・障がい者雇用にあたり、企業側に学んでおいて欲しいこと、支援(事業所)側に求めること」というテーマで就労部会に障害者雇用を検討している事業所を呼んで意見交換会を行った。雇用する側、雇用を支援する側の立場で互いに求めることを聞くことができ、有意義な意見交換会となった。 ・就労支援に取り組む事業所が、障がい者が働いている現場を見て、企業目線の考えを聞き、就労訓練の手がかりにするため、一般企業へ出向き、企業見学会を行った。就労部会メンバー12事業所、17名が参加し、実際に企業が行っている取り組みを深く知ることが出来た。 ・8月に、9社の一般企業に模擬面接官役を依頼し、市内就労移行、B型利用者18名が、9月の合同面接会に向けて模擬面接を行った。また、1月にも同様の模擬面接会を実施。			
	【100周年記念事業を通した就労継続支援事業所の参加】 別府市制100周年記念事業「湯～るBEPPUSスポーツ大会2024」の会場内で就労支援事業所の出店ブースを設置。全事業所へ参加要請を行い、18事業所が出店。多くのイベント参加者が購入し、売り上げに貢献した。また、事業所利用者が販売に参加するなど障がい当事者の社会参加にも寄与した。一般就労への課題等の把握とは直接的に関連はないかもしれないが、イベントを通じて、障がい者就労や障がい理解の促進につながったことは評価したい。			
	【障がい者職場実習促進事業 R4～】 就職を目指す障がい者と、その雇用に取り組む企業のマッチングを行い、就労に関する不安等の解消をし、障がい者が各自の適性に合った就職ができるよう支援することで、一般就労を促進する事業を実施。令和7年度からは大分県による同様の事業が開始されることから、今後は県と連携をしながら、障がい者の一般就労を促進する。(令和6年度実施件数 18件)			
自己評価	【重度障がい者等就労支援特別事業R5～】 重度障がい者等へ通勤支援や職場等における支援を実施することで、重度障がい者等の就労継続やその機会を創出。制度周知についても相談支援事業所などへ積極的に行ってきた。(令和6年度実施件数 6件)			
	困難度			
	達成度	自立支援協議会就労部会において、障がい者の一般就労への課題の把握を行い、その課題解決策を検討、実施。制度周知については、就労支援事業所や支援学校などへの周知は行っている。今後はさらに制度が周知されるよう、電子ツールなどを使い、周知していく。		
	総合	B	自己評価のポイント	就労支援部会が中心となり、課題等の把握、その解決方法を効率よく実施できた。
今後の取組	引き続き就労部会と連携し、障がい者の一般就労の促進に取り組む。また、令和7年度の新規事業「障がい当事者アウトリーチ事業」(B型就労事業所による災害復旧支援事業)を通じて障がい当事者によるアウトリーチによる積極的共生社会の構築を目指す。			

外部評価				
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性 ☐ 達成度 ☐ その他（ ）	
評価の理由	年度計画にある事例検討等ではできていないものの、ゆるスポーツを通した障害のある人もない人も行える取り組みは障がい理解に少なからずつながったものと考えられる。その他の制度周知等は福祉関係者でもあまり知られてない場合があるため、更なる周知が必要か。就労への課題把握については企業との話し合いや合同での面接会も行えており、取り組みは評価できる。			
助言等	制度周知や一般企業との話し合いは今後も継続して行ってもらいたいが、就労に向けての支援体制作りについては企業側だけでなく、福祉事業所での就労準備性向上の取り組み等も考える必要があるのではないかな。			

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	就労部会を中心に、一般就労に向けた課題や事例を検討し、障がい者の一般就労の促進にむけて取り組む。また、令和7年度の新規事業「障がい当事者アウトリーチ事業」や就労選択支援制度について周知し、就労部会を通じて企業や福祉事業所との連携を図っていく。	

プラン変更の要否	否	
修正前	引き続き就労部会と連携し、障がい者の一般就労の促進に取り組む。また、令和7年度の新規事業「障がい当事者アウトリーチ事業」(B型就労事業所による災害復旧支援事業)を通じて障がい当事者によるアウトリーチによる積極的共生社会の構築を目指す。	
修正後		

No	18	分 類	雇用及び就労に関する合理的配慮 (雇用創出の促進)	担当課等	職員課 障害福祉課
条文	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	障がいのある人の雇用先が少ない。			障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態	
中長期方針	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。				
年度計画	(職員課)引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組む。				
	(障害福祉課)障害者の就労・雇用について支援制度を周知していく。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(職員課)	経費(概ね)	0円	内容	令和6年度職員採用試験では、障がいのある方を対象として正規職員を2名、会計年度任用職員を1名程度募集した。
	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	障がい者就労・雇用についての市の制度については、ガイドブックへの掲載や、相談支援事業所、支援学校への周知を行っている。別府市職員採用の障がい者枠については、事業所等へのメールでの周知を障害福祉課からも行った。当課においても障がい者雇用の会計年度任用職員が配置されており、本人の就労意欲の維持や事務処理能力の向上を目指して、定期的に業務の適正確認、新しい業務の切り出しを行っている。
自己評価	困難度	(職員課)		(障害福祉課)	
	達成度	令和6年度職員採用試験では、障害のある方を対象として正規職員を2名、会計年度任用職員を1名程度募集し、正規職員2名、会計年度任用職員1名を採用した。		ある程度の周知はできているが、十分ではないため、電子ツールやSNSなどを利用したさらなる周知が必要であると考える。	
	総合	B	自己評価のポイント	職員課 A 障害福祉課 B	市役所内に雇用の場を設け、正規職員、会計年度任用職員の3名採用予定を達成した。 周知による制度利用や職員採用の申し込みがあったため周知の成果は認められる。
今後の取組	(職員課)引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組む。				
	(障害福祉課)障がい者雇用枠に知的障がい者、精神障がい者が採用されていく現状から、庁内の合理的配慮の推進が急務になっている。障がい者枠による採用者に対する職員の配慮に関して、職員課と連携し進めていく必要がある。				

外部評価	
評価	B 改善点 ☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他 ()
評価の理由	庁内での雇用の向上等について評価できる。市の制度周知については書面が基本となっているため、広報の範囲が限定的であることが予想されるため改善の余地があると思われる。
助言等	もちろん、市庁舎内での合理的配慮の推進(理解)は重要であると思われるが、R6.4からは義務化されているため商工会議所等を含め全市的な取り組みも考える必要があるのではないかな。その際、就労部会等も活用し、全市へ向けたZOOM配信も検討できるのではないかな(後に文書等にして市報掲載も)。 ・今後、年度計画としても市庁舎外での雇用創出の取り組みを期待したい。自立支援協議会内で意見聴取をされると良いのではないかな。

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	(職員課)引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組むとともに、より効果的な情報発信についても検討する。
	(障害福祉課)庁内での合理的配慮の促進に加え、就労部会と連携して別府市の事業者向けに、合理的配慮の理解を情報発信し、障害特性に応じた就労ができるようにつなげていく。

プラン変更の要否	否
修正前	(職員課)引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組む。 (障害福祉課)障がい者雇用枠に知的障がい者、精神障がい者が採用されていく現状から、庁内の合理的配慮の推進が急務になっている。障がい者枠による採用者に対する職員の配慮に関して、職員課と連携し進めていく必要がある。
修正後	

No	20	分 類	保健及び医療に関する合理的配慮 (緊急事態の際の対応の確立)		担当課等	障害福祉課
条文	第14条第2項		市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)				(目標)	
	障がい者の特性によっては、急な発作やパニックに陥る、親等の急な入院や死亡等により支援する人がいなくなる等のケースもあり、緊急時の受け皿となる体制が不十分な状態				常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につながる仕組みが整備されている状態	
中長期方針	緊急事態の際の対応の確立					
年度計画	基幹相談支援センターの24時間相談体制を引き続き実施する。また、障害者緊急対応型ショートステイ事業を引き続き委託するとともに、利用条件等を事業者にも周知する。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	経費(概ね)		32,208,000円	内容	基幹相談支援センター等委託料 31,900,000円 緊急対応型ショートステイ事業委託料 308,000円
	【基幹相談支援センターの取組】				
	①指定特定相談支援事業所へのアウトリーチ相談(基幹相談支援センターコーディネーターが特定特定相談支援事業所を定期訪問し、ケース相談・相談支援事業全般・協議会への参画等現状の困りごとについて意見交換する場を設けている。)				
	②総合相談体制の充実(障害福祉サービス利用如何に問わず、地区割をした基幹相談支援センターが連絡を受け、相談対応する仕組みを構築している。)				
	③発達相談会からの相談体制について(別府市健康推進課が主催する発達相談会のケース相談が基幹相談支援センターで受け入れることができる体制を整備している。)				
	【緊急対応型ショートステイ事業について】 委託事業所数はR5→R6で8事業所→10事業所に増加。				
自己評価	困難度				
	達成度	年度計画は達成できた。			
	総合	B	自己評価のポイント	年度計画は達成できてはいるが、緊急時の対応の整備は十分とは言えない。	
今後の取組	緊急時の対応について、地域生活支援拠点整備と合わせて、基幹相談支援センターや自立支援協議会と連携し、整備していく。				

外部評価				
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性 ☐ 達成度 ☐ その他（ ）	
評価の理由	・全ての利用者が基幹相談支援センターにつながっているわけではないが、必要な利用者とは繋がっていると思う。しかし、実際受け皿になる施設、病院についてはいつでも受けられる訳ではなく、前準備（情報共有、部屋の空き状況や受診など。また、土曜日、日曜日、祝日の対応が可能なのかなど）が必要であるため、今後も協議が必要。市が整えている施設についても、1室との話なので十分なのかは不明。 ・年度計画が達成できている。しかし、詳細な課題に対する対策に対応するまでには至っていない。 ・緊急対応型短期入所事業所は増えても実際の受け入れとなると人材不足等で厳しい状況にある。 ③について：発達相談会からの相談体制においても、児童発達支援や放課後等デイサービスが飽和状態のなかでご紹介ができない状態があった。 ・緊急ショートステイ先の委託事業所が増えることと現実的な利用先の充実は別。本当に困りを抱えている方の受け入れ先が増えないことには整備されているとは言いがたい。			
助言等	・現場レベルでの課題や不安等を取り上げ、対策を検討する取り組みが必要と思われる。 ・③について：保健師と基幹相談支援事業所の連携をとり、情報共有を強化する。			

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	緊急時の対応について各関係機関と連携し、現状の課題の把握に努め、速やかに対応できる体制づくりに努める。	

プラン変更の要否	否
修正前	緊急時の対応について、地域生活支援拠点整備と合わせて、基幹相談支援センターや自立支援協議会と連携し、整備していく。
修正後	

No	21	分 類	保健及び医療に関する合理的配慮(保健事業・医療支援の利用円滑化)	担当課等	健康推進課 障害福祉課
条文	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえず、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援として重度心身障害者医療費助成制度があり、県内医療機関等での受診については申請不要であるため対象者の負担は軽減されている。			健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度心身障害者医療費助成制度は、来庁せずとも医療費の支給が受けられる仕組み	
中長期方針	健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度心身障害者医療費助成制度については、今後も円滑な対応や処理ができるよう業務遂行する。				
年度計画	(健康推進課) 保健事業(健康教室、健康診断等)については、障害のある方への対応方法を関係機関と検討し、市報等でわかりやすく広報する。 (障害福祉課) 市役所まで足を運ばなくても、出張所や電話、郵送で対応できることを周知する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(健康推進課)	経費(概ね)	0円	内容	
	ホームページ・市報において健診の受診等に不安のある方の相談先として当課問合せ先を掲載した。結果として、問合せはなかった。				
自己評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	
	重度心身障害者医療費助成制度受給者証の再発行申請フォームを作成し、電子申請を可能にした。同時に電話での受付も行っている。周知については、ガイドブックに掲載した。				
自己評価	困難度	(健康推進課)			(障害福祉課)
	達成度	当初の予定は達成できた。			年度計画は達成できた。
	総合	B	自己評価のポイント	健康推進課 A 障害福祉課 B	計画を達成できた。 年度計画は達成できたが、電子での申請者はいないため、周知方法を検討する必要がある。
今後の取組	(健康推進課) 引き続き、障害のある人等配慮が必要な人が安心して健診を受けられるよう、健診委託先と情報共有し周知を行う。健康教室への申し込みがあった際には安心して参加できる様配慮していきたい。 (障害福祉課) 令和7年度から障害者手帳の交付を郵送にするため、重度医療の申請も障害者手帳申請時にあらかじめ記入してもらい、申請後にあらためて重度医療の申請に来なくてよくなる。申請から決定までスムーズに対応するための事前準備が必要。また、受給者証の再交付電子申請の周知も受給者証を送付する際の文書にQRコードを掲載する。				

外部評価					
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性	☐ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	・健康推進課については問い合わせがなかったという点からも広報周知の多様性が減衰しているように感じる(Facebook等の更新も停止している)。 ・障害福祉課については手帳申請と同時に進行等の工夫がみられるものの、周知の不足または電子申請の利用しづらさ等があるように見受けられる。				
助言等	・前年と同様の助言となるが、LINE等SNSの活用を期待したい。 ・健康診断や健康教室、保健師訪問等についてはその周知を障害のある方の通う事業所や相談支援事業所等にも行うことで利用の活性化が見込めると考えるがどうか。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	健康推進課 LINE等SNSも活用して、健診の受診等に不安のある方の相談先・受診先の広報を行う。また、健診委託先と障害のある人の受け入れについて協議を継続する。 (障害福祉課)重度心身障害者医療の申請から決定までのスムーズな対応や、受給者証の再交付電子申請の周知を実施する。	

プラン変更の要否	否
修正前	(健康推進課) 引き続き、障害のある人等配慮が必要な人が安心して健診を受けられるよう、健診委託先と情報共有し周知を行う。健康教室への申し込みがあった際には安心して参加できる様配慮していきたい。 (障害福祉課) 令和7年度から障害者手帳の交付を郵送にするため、重度医療の申請も障害者手帳申請時にあらかじめ記入してもらい、申請後にあらためて重度医療の申請に来なくてよくなる。申請から決定までスムーズに対応するための事前準備が必要。また、受給者証の再交付電子申請の周知も受給者証を送付する際の文書にQRコードを掲載する。
修正後	

No	22	分類	保育及び教育に関する合理的配慮 (統合保育・統合教育の実施)	担当課等	子育て支援課 学校教育課
条文	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	保育については、課主催の障がい児保育全体研修会を年2回実施し、保育コーディネーターを中心とした園内研修を実施することで共通認識のもとに保育にあたっている。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員のスキル等が十分とまではいえない。			ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態	
中長期方針	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。				
年度計画	(子育て支援課)要支援児の入所を積極的に行うなかで、「職員訪問支援」を実施して一人一人の児に応じた支援を行う。また、医療的ケア児の受入についても職員のスキルアップを図り、支援体制を整備する。 (学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員50人を派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細やかな支援を行う。また支援員を対象とした研修会を開催する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(子育て支援課)	経費(概ね)	¥270,000	内容	子育て支援課主催研修会の開催、「職員訪問支援」の実施
	課主催研修会・・・演題「現代の子育て家庭を取り巻く環境を深掘りする～求められる支援とは～」講師：助産師 森永沙織氏 講師料：¥28,000 日時：令和7年1月29日(水)13:30～15:00 場所：ほっぺパーク3階多目的ホール 参加人数：46名 「職員訪問支援」・・・外部講師による定期的な公立保育所3施設の職員への直接支援を実施した(対応が困難な園児に対する実践指導、カンファレンス、経過観察及び助言) 費用：¥240,000(¥20,000/回×4回×3園) 講師：越智芳子氏(たねまき)				
自己評価	(学校教育課)	経費(概ね)	110,631,000円	内容	特別支援教育支援員賃金予算額
	・幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員を50名派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援を行った。 ・支援員の専門性向上のために、研修会を行った。 ・年度途中で2名の欠員が生じたため、HPIによる募集を行った。				
	困難度	(子育て支援課)研修会の開催や職員訪問支援を実施することで職員のスキルアップを図り、特性のある子どもの一人一人の対応について学ぶことができた医療的ケア児1名を鶴見保育所で受け入れることに繋がった。受け入れを初めて気づくことも多く更なる研修の必要性を感じている。		(学校教育課)	・年々増加する特別な支援を必要とする子どもの人数に対して、支援員の人数が不足している。 ・個別の支援を必要とする子どもに対して、支援員の専門性の向上が必要。
総合	達成度	(子育て支援課)課主催研修会の開催や職員訪問支援を実施することで、職員のスキルアップに繋がっている。支援のいることものの入所率は2割の保育所が2施設。5割を超えている保育所が1施設である。		・特別支援教育支援員が支援を行ったことで、対象の園児児童生徒(336人)に離席の回数が減ったなどの変化が見られたと回答した幼稚園、小・中学校が100%だった。 ・2名の欠員を速やかに補充することができた。	
		A	自己評価のポイント	子育て支援課 A 学校教育課 A	保育士のスキルアップを図るとともに保育士の増員を図ることで医療的ケア児の受け入れに繋がった。 ・一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行うことにより、子どもの困りが軽減されるなどの変化が見られた。
今後の取組	(子育て支援課)医療的ケア児の支援体制の整備を図る。 (学校教育課)・令和7年度は、51名の支援員を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援を行うために、人材の確保と専門性の向上に努める。 ・子どもの教育活動を保障し、保護者負担の軽減を図るため、令和7年度から医療的ケア児支援事業に取組む。				

外部評価				
評価	C	改善点	☒ 計画の妥当性 ☐ 達成度 ☐ その他（ ）	
評価の理由	人材不足の問題がある中で、人の確保に尽力されているが、幼稚園、学校の現状に合わせた支援員の派遣人数の妥当性について再考する必要があるのではないかと。			
助言等	幼稚園、学校に向けて派遣人数が充分であるかの調査を行うべきではないかと。 実際には働いている支援員の人材育成や継続して働いてもらうために、学んだりできる場の確保が必要なのではないかと。 学校に配置された特別支援コーディネーターや関係機関と連携し、要支援児にあった支援について検討してもらいたい。			

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	(子育て支援課)研修会の開催及び職員訪問支援の実施、専門機関との連携を図る。 (学校教育課) ・各校(園)における支援に必要な園児児童生徒の把握などを通じて、幼稚園、小・中学校へ支援員の派遣人数が十分であるか調査を行い、支援員の増員に向けて予算要求をする。 ・支援員対象の研修会を対面や資料配付等を含め柔軟な形で年に2回以上実施し、支援員の専門性の向上を図る。 ・特別支援教育コーディネーター研修を通じて支援の必要な園児児童生徒に対する支援についての理解を図り、校内研修で指導、支援内容の検討を行う。 ・医療的ケア児への支援体制を整備する。	

プラン変更の要否	否
修正前	(子育て支援課)医療的ケア児の支援体制の整備を図る。 (学校教育課) ・令和7年度は、51名の支援員を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援を行うために、人材の確保と専門性の向上に努める。 ・子どもの教育活動を保障し、保護者負担の軽減を図るため、令和7年度から医療的ケア児支援事業に取り組む。
修正後	

No	23	分 類	保育及び教育に関する合理的配慮 (教職員への研修実施)	担当課等	学校教育課
条文	第15条第2項		市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。		
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)	
	教職員の障がいに対する理解をより深めるために、毎年度特別支援教育コーディネーター研修を実施するなど、研修の機会を創出している。			教職員が障がいに対する理解を十分に有している状態	
中長期 方針	各教職員が障がいに対する理解をより深めることができるよう研修等の場を十分に提供する。				
年度 計画	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。				

実施結果及び自己評価				
実施した 内容	経費(概ね)		0円	内容
	・7月に別府市主催の「特別支援教育コーディネーター研修会」を実施し、34名が参加した。「個別の指導計画」推進教員(大分県立南石垣支援学校古長俊垂教諭)に、園児児童生徒理解と適切な学びの場について講演していただき、就学についてや支援学校との連携について理解を深めることができた。 ・「個別の指導計画」推進教員が市内小中学校全てを訪問し、各校の特別支援教育コーディネーターと連携を図った。 ・大分県教育委員会及び大分県教育センターが主催する研修会への参加を積極的に勧めた。			
自己評価	困難度	学校現場を離れての研修は、時間的に制約がある。また、研修内容を各学校(園)に還元することにも課題がある。		
	達成度	・特別支援教育コーディネーター研修会を通して、児童生徒のより適切な就学に向けての理解を深めることができた(参加者全員が、研修会後のアンケートで資質の向上を図ることができたと回答) ・「個別の指導計画」を作成することにより、子ども理解を深め、支援方法を共有することにより、校内の支援体制を構築することができた。		
	総合	B	自己評価の ポイント	・特別支援教育コーディネーター研修会を実施することはできたが、特別支援教育担当教員研修会が実施できなかった。
今後の 取 組	・令和7年度も、障がいのある園児児童生徒の理解、学校(園)内及び関係機関と連携した支援等について研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図っていく。			

外部評価					
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性	☐ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	引き続きコーディネーター研修は行ってほしい。 また、多様化する障害児の受け入れ現状を考えると支援教育担当教員に向けた研修は必須だと思われる。				
助言等	研修実施については発達障害者支援センター(イコール)などの協力を得るのもいいのではないかと。 研修の方法については、オンライン研修と、現地での研修の組み合わせなど、忙しい中でも参加しやすい方法については工夫があるとよい。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	今年度中	
具体的な対応	・特別支援教育コーディネーター研修や支援員対象研修、特別支援学級担当初年度の教員対象の担当教員研修に加え一般教員の希望者対象の特別支援教育研修を実施し、障がいや特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解につなげる。	

プラン変更の要否	否
修正前	・令和7年度も障がいのある園児児童生徒の理解、学校(園)内及び関係機関と連携した支援等について研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図っていく。
修正後	

令和6年度		別府市共生社会形成プラン評価シート			事業No	24
No	24	分 類	保育及び教育に関する合理的配慮 (学校間の連携及び調整の推進)		担当課等	学校教育課
条文	第15条第3項		市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)		
	別府市特別支援連携協議会を毎年度開催し、連携を推進している。			市内にある特別支援学校と小学校、中学校等とが十分に連携できている状態		
中長期方針	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。					
年度計画	別府市特別支援連携協議会を開催する。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	経費(概ね)		129,310円	内容	・特別支援連携協議会委員謝礼金 50,000円 ・相談支援ファイル用消耗品費 79,310円
	・別府市特別支援連携協議会を年2回開催した。 ○第1回(令和6年7月25日) 協議内容 ・各機関における具体的な取組及び課題 ・5歳児検診について ・情報交換 ○第2回(令和7年2月18日) 協議内容 ・今年度の各機関における支援体制について ・相談支援ファイル「ゆけむりん」の活用・充実について ・5歳児検診について ※委員は、大学、医療機関、こども家庭課、障害福祉課、子育て支援課、幼・小・中学校関係者 学校教育課 21名 ・6月に別府発達医療センター、2月には障害福祉課主催の就学準備説明会で保護者や事業所を対象に、就学や相談支援ファイルの活用について説明を行った。 ・特別な支援が必要な幼児児童生徒(就学相談会参加者、特別支援学級在籍者等)の保護者に向けて、相談支援ファイルを約80冊配付した。 ・5歳児検診での配付も視野に入れて、関係機関と今後の内容の改善について検討していくことを確認した。				
	困難度	・相談支援ファイルの改善に向けて、活用している保護者を把握し個別に連絡をとることが困難である。			
	達成度	・各関係機関と学校における連携体制及び市内の園児児童生徒に対する支援のあり方や5歳児検診の今後の対応について協議することができた。 ・作成した支援ファイルを市内の特別な支援が必要な園児児童生徒に配付することができた。			
	総合	B	自己評価のポイント	各機関と学校における情報共有を図ることはできたが、具体的な連携体制の構築までは至らなかった。	
今後の 取 組	・別府市特別支援連携協議会において、各関係機関と学校における連携体制づくりや5歳児検診も視野にいれて相談支援ファイルの配付時期や内容について引き続き協議し、より良い支援体制づくりを目指す。 ・令和7年度、新たに特別支援学級に在籍する児童生徒、就学相談会に参加する保護者等へ相談支援ファイルを配付する。				

外部評価			
評価	C	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他 ()
評価の理由	ファイルは配布した後の活用が大切だが、配るだけに留まっていることが問題。教育現場での活用される場面があまりない。 5歳児健診に向けては、ケースとしてあがってきた子どもたちの学校現場における対応の在り方、フォロー体制について、積極的に今から協議をしてもらいたい。(よほどのケースでなければ、医療や、福祉の現場で対応ではなく、教育現場での対応が求められるため)		
助言等	相談支援ファイルの意味や活用について再度、学校現場などに周知すべき。 医療機関や福祉サービスを利用するケースにおいては、個別支援計画などをファイルに入れたり、利用促進を行えるとよいと考える。ただし、現状のファイルの活用法については、今一度明確化していく必要がある。		

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	・相談支援ファイルの意味や活用について特別支援教育コーディネーター研修の中で説明を行い、各学校(園)において活用を促す。 ・就学についての説明会や就学相談会に参加する保護者に対して「ゆけむりん」の配付を積極的に行い、周知及び活用を広げていく。 ・特別支援連携協議会の中で「ゆけむりん」の内容や活用について現状の確認を行い、内容の改善や活用するための仕組みづくりについて検討を行う。	

プラン変更の要否	否	
修正前	・別府市特別支援連携協議会において、各関係機関と学校での連携体制づくりや5歳児検診も視野にいれて相談支援ファイルの配付時期や内容について引き続き協議し、より良い支援体制づくりを目指す。 ・令和7年度、新たに特別支援学級に在籍する児童生徒、就学相談会に参加する保護者等へ相談支援ファイルを配付する。	
修正後		

No	25	分 類	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮		担当課等	障害福祉課
条文	第16条		市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)		
	芸術文化については、平成27年度からアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、スポーツについてもボッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催している。ただし、指導員の育成や情報提供などについては取組が十分でない。			芸術文化活動、スポーツの場が十分に提供されており、かつ必要な指導員が確保され、また障がいのある人が必要とする情報がアクセスしやすい形で提供されている状態		
中長期方針	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。					
年度計画	コロナ完全脱却を見据え、参加人数がコロナ前と同等に近づけるよう実施方法や周知のあり方や協力体制などの改善を図りながら今年度と同等の事業を実施する。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	経費(概ね)		①3,654,000円 ②1,287,000円 ③5,793,000円 ④510,000円	内容	①ゆるスポーツFirsttake事業委託料 ②スポーツ教室委託料 ③障がい者シェアアート事業委託料 ④アールブリュットの芽ばえ展開催委託料
	【スポーツ活動の場】 ①「湯〜るBEPPUSスポーツ大会2024」(別府市制100周年記念事業) 別府市制100周年記念事業として、「湯〜るBEPPUSスポーツ大会2024」を開催。世界ゆるスポーツ協会の協力のもと、「ゆるスポーツ」を中心とし、パラスポーツ、ユニバーサルスポーツの体験も加えた。障がいのある人ない人のみではなく、年齢、性別、国籍の違いを含めた「すべての市民」がスポーツに挑戦し、楽しみ、学ぶ体験を通して相互理解を深め、ともに活かしあう社会の実現に向けた、来場者1,200人となる終始大変盛り上がりのあるイベントとなった。 ②スポーツ教室などの開催 地域生活支援事業で、ボッチャ、水泳、卓球バレー、健康教室を開催し、障がい者の社会参加を推進した。				
	【芸術文化活動】 ③「障がい者シェアアート事業」(別府市制100周年記念事業) 別府市制100周年記念事業として、「障がい者シェアアート事業」を開催。令和6年7月より、市内の病院、ホテル、商業施設、観光施設、飲食店の5事業所に障がい者アートをレンタルし、展示を行った。事業所内での障がい者アートの浸透やアートへの関心を推進し、アート鑑賞による事業所の社会貢献活動を支援する事業となった。また2月には本事業を通して、障がい者アートの新たな可能性を探るトークイベントを開催。医療関係者、経営者、福祉事業所、行政職員、議員など多くの来場者が障がい者アートで地域づくりを行う仕組みを考える場となった。また、市役所1階市民サロンを障がい者アートで彩り、この事業のレガシーとして残した。 ④アールブリュットの芽ばえ展の開催 12月13日〜20日に別府市アールブリュットの芽ばえ展を別府市美術館にて開催。市内障がいのある人の芸術作品を募集し、161点の作品展示を行い、314名の来場者が鑑賞した。また、期間中、会場でワークショップを行い、障がいのある子どもたちなどがマスキングテープアートや、クリスマスリースなどを作成し、会場内が賑わった。				
	困難度				
	達成度				
自己評価	総合	A	自己評価のポイント	市制100周年、ともに生きる条例施行10年の記念の年に、大きな事業を実施し、広く市民に共生社会の実現を意識づけすることができた。	
	今後の取組				
この市制100周年記念事業を、来年度以降もレガシーとして残し、さらなる発展ができるよう、今後の事業に反映させていく。これまで通りの事業を遂行していくだけではなく、費用対効果を意識し、さらに効果をもたらす手法を検討していく。					

外部評価				
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他（ ）	
評価の理由	・障害者アートやスポーツの実施はされているが、認知度が低い。 ・障害者スポーツには取り組んではいるが、実施場所の提供、施設の整備が必要と思われる。 ・「障がい者シェアアート事業」の実施は良かったが、県内(別府市)のアーティストに着目してもよいのではと思われる。			
助言等	・このような貴重な(障害者アートやスポーツ)別府市の取組みを学校教育の一環として取入れるとよい。 ・障害者スポーツ実施場所の整備や周知の強化に努める。 ・「障がい者シェアアート事業」は姿勢100周年の中での一環であったが、今後開催されるのであれば「別府市から世界へ」魅力発信の取組み。			

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	100周年事業のイベントとしてだけでなくとどまらず、今後も毎年実施しているアートやスポーツの事業について、認知度を高めるための広報活動や、充実した事業内容に努める。	

プラン変更の要否	否
修正前	市制100周年記念事業を来年度以降もレガシーとして残しながら、これまで通りの事業を遂行していくだけではなく、多様な世代にも親しんでもらえるような催しを実施する。
修正後	

No	26	分 類	親亡き後等の問題の解決	担当課等	障害福祉課
条文	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)	
	親亡き後等の問題そのものについての認知が不十分な結果、問題が発生してから対応せざるをえないため、後手に回ることが多い。			親亡き後等の問題について認知されており、予め対策ができている状態	
中長期方針	親亡き後等の問題、並びにこれまでの取組について周知し、備える必要性を理解してもらう。				
年度計画	期間限定で、親亡き後等の問題相談ブースを設ける。				

実施結果及び自己評価				
実施した 内容	経費(概ね)		0円	内容
	【親なきあと相談会の開催】 12月の障がい者週間に合わせて、大分県主催の親なきあと相談会を実施。ホームページ、別府市公式LINE、イベントでのチラシ配布、各事業所へのメールでの周知を行い、昨年度4件であった相談件数が14件となった。事前問い合わせや予約が多くあったことから、市内の親なきあと相談員に事前に依頼し、4ブース設けて交代制で相談会の対応をすることにより、より多くの相談員が対応することで、スキルアップを目指した。相談会当日に受けた相談を重層的支援体制整備事業へつなぐことにより、今後の支援に繋がった事例もあった。			
自己評価	困難度			
	達成度	相談会への相談件数は前年度の約4倍となった。ケーブルテレビ、ホームページ、SNSなどさまざまな広報媒体を利用。内容も満足度が高く、来年度以降の実施予定の問い合わせも数件あり。		
	総合	B	自己評価のポイント	年度計画は達成できたが、想定よりも相談会に対するニーズが高く、今後の相談会のあり方を検討する必要あり。
今後の 取 組	今年度親なきあと相談会の反響が大きかったので、令和7年度は県の事業を活用し、12月の障害者週間に合わせて「親なきあと相談会」を実施する予定。来年度は特に支援学校に通う障がい児の保護者への広報手段を検討している。			

外部評価					
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性	☐ 達成度	☐ その他（ ）
評価の理由	・親亡き後については、大分県、別府市共にしっかりとした取り組みが出来ていると思われる。 ・相談会についての情報が、多くの人の目にとまり、前年度より相談会参加人数が大幅に増えたことは、啓発方法が良かったと思われる。当事者の方やご家族にとって「親なきあと」について関心がある人は多いと思われる。今後は更に参加者を増やしたり、相談員の専門性を高める工夫が必要である。 ・今後の取り組みのなかで、児の保護者へ広報することは将来に向けた準備や意識づけも含めて有効だと考える。相談会の内容を横展開できたのはよかった。 ・様々な媒体で広報を行うことにより、親なきあと問題を抱える多くの人の目にとまり、前年度より相談件数が増えたと感じる。相談件数の上昇とともに、相談ブースでの対応や関連する情報提供を充実させる必要がある。				
助言等	・親なき後のことは、中学生位から漠然と不安に思っている保護者は多い。YouTube等で気になった時にわかりやすく学び、そこに相談会や相談先についての情報も載せると良いと思う。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	令和7年度は県の事業を活用し、12月の障害者週間に合わせて「親なきあと相談会」を実施する。	

プラン変更の要否	否	
修正前	今年度親なきあと相談会の反響が大きかったので、令和7年度は県の事業を活用し、12月の障害者週間に合わせて「親なきあと相談会」を実施する予定。来年度は特に支援学校に通う障がい児の保護者への広報手段を検討している。	
修正後		